第十三号様式の二（第十五条第五号）

特別地域（普通地域）内で行う自然を活用した催しの

計画書

千葉県立自然公園条例施行規則第14条第33号（第19条第16号）の規定により、　　　　　　自然公園特別地域（普通地域）内における自然を活用した催しの計画書を提出します。

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　様

提出者（地方公共団体）の代表者氏名及び住所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 催　し　内　容 | 名称 |  | |
| 主催者名 |  | |
| 目的 |  | |
| 開催場所 | 千葉県　　市郡　町村　大字　字　地番（地先） | 地目 |
|  |  |
| 開催期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで | |
| 行為地及びそ  の付近の状況 | |  | |
| 行為の概要 | |  | |
| 風致の維持のために行われる措置の内容 | |  | |
| 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限 | |  | |
| 備考 | |  | |

（注）

１　添付図面

地形図（２万５千分の１程度）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面

２　その他

(１)　計画書の「　　　　　　自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

なお、不要の文字は抹消すること。

(２)　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項のほか、行為地が原状回復が可能な場所であることを示す上で必要な事項を記入すること。

(３)　「行為の概要」欄には、工作物の設置、広告物の掲出その他の自然を活用した催しを実施するのに必要な行為の概要を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

また、「行為の概要」が未確定の場合は、当該工作物の新築等に着手する15日前までに知事に、その概要を通知すること。

(４)　「風致の維持のために行われる措置の内容」欄には、仮設の植生保護柵の設置、広告物の規模や色彩その他の当該地の風致の維持のために執られる配慮事項を記入すること

(５)　「原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限」欄には、ゴミ収集、砂浜の地ならしその他の跡地の整理のために行う措置及びその実施体制並びにその実施期限を記入すること。

(６)　「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア　他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

(７)　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。